

## 告 示

### 埼玉県告示第十四百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤオコー入間仏子店

埼玉県入間市大字仏子七百八十五一一、二、三、四 八百五—三、四 八百七—三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 株式会社ヤオコー 外 計五者 午前九時から午後十時

(変更後) 株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

ジャスフオート株式会社 外 計四者 午前九時から午後十時  
株式会社ワイシーシー 午前十時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十分から翌午前零時二十分

(変更後) 午前七時四十分から翌午前零時二十分

#### ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日

#### 二 届出年月日

令和三年十二月二十一日

#### 三 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課